

令和2年度

第3回定例農業委員会会議録

令和2年6月22日 開催

令和2年6月22日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和2年度 第3回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第7号

令和2年度 第3回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和2年 6月22日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和2年6月17日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和2年6月22日 午前 9時30分

閉会 令和2年6月22日 午前11時43分 (会期1日)

第1日目 (6月22日)

出席委員 17名

1番	中添 文彦	8番	大野 翔平	15番	藤重 英子
2番	石丸 俊一	9番	細谷 美一	16番	笹川 武義
				17番	滝川 廣男
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝 健造	18番	三好 光春
5番	井上 博司	12番	本井 伸一	19番	福家 功
6番	川西 正廣	13番	佐藤 裕子		
7番	松本 文男	14番	三好 満		

農地利用最適化推進委員 1名参加

陶 福家 重夫

議事録署名委員

17番 滝川 廣男 委員、 18番 三好 光春 委員

欠席

3番 森 健人 委員、 10番 谷本 利信 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 0人

議事日程

令和 2 年 6 月 22 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得
（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）について
- 第 9 議案第 7 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 10 議案第 8 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 11 議案第 9 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積について
- 第 12 議案第 10 号 令和元年度の点検・評価及び令和 2 年度の目標・活動計画について
- 第 13 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 14 報告第 2 号 農業経営改善計画の認定（県）について

令和 2 年 6 月 農業委員会議事録

午前 9 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 3 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。本日の欠席者は、3 番 森 健人 委員、10 番 谷本 利信 委員、の 2 名です。よって、農業委員出席者は 17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい

議長

本日の議事録署名人には、17 番 滝川 廣男 委員、18 番 三好 光春 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今回は、8 件です。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 10 万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は経営縮小を考えており、経営規模拡大を考えていた譲受人との間で意向が合致したものです。

譲受人の経営面積は [REDACTED] 9,063 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。 [REDACTED]

[REDACTED] また、取得後の営農計画としては、野菜です。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、250日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台、トラック2台、農舎約50m²を所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、200m、車で2分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 無償贈与

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、令和2年6月30日までの期間で利用権の設定をしていました。契約期間が切れるのに際し、更新の協議を行ったところ譲渡人より今後のことを考え、所有権の移転の話があり、譲受人がそれを受けたものです。

譲受人の経営面積は9,429m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稲です。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、100日で、その他世帯員において、妻100日、父200日、母100日となっています。機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台、乾燥機1台、籾摺機1台、トラック1台、農舎約80m²を所有しています。また、米の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、200m、徒歩5分で、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額10万円

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、後の合意解約の説明で出てきますが、譲受人より、残存小作地の農地を譲ってほしいと持ち掛け、譲渡人がその意向を受け入れたものです。

譲受人の経営面積は4,602㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、柿です。

譲受人の農作業暦としては、35年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック各1台、農舎約40㎡を所有しています。また、柿の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、0.3km、徒歩3分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 215,392 円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明：

申請に至った理由ですが、譲受人は、申請地の南に隣接した農地で無農薬のブルーベリー栽培を行っています。経営規模の拡大を考えていたところ、農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致し、申請にいたったものです。

譲受人の経営面積は4,149㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、ブルーベリーです。

譲受人の農作業暦としては、9年、農作業の従事日数は、200日です。また、ブルーベリーの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、7km、車で10分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-5

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 60 万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明：

申請に至った理由ですが、現在は、譲受人との間で令和3年5月31日まで利用権の設定を行っています。譲渡人は、昨年8月に農地を相続したもので、今後の農地の管理について、考えていたところ、譲受人との間で所有権移転の話がまとまり、申請にいたったものです。

譲受人の経営面積は33,168㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稲です。

譲受人の農作業暦としては、35年、農作業の従事日数は、180日です。また、今まで通

り水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1 km、車で3分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

また、今も申しあげましたように、この申請地につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定によります利用権の設定が、現在継続中ですが、農地法第18条第6項の規定に係る合意解約の手続きに関しましては、必要ありません。その根拠と致しましては、民法第179条第1項に定められております同一物についての所有権及び他の物権としての利用権に関しまして、今回、所有権に係る譲受人と他の物件としての利用権に係る小作人が同一人物となったことにより、他の物権としての利用権が消滅するためです。

議案第1号-6

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 10 万円
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]
説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に住み、農地の管理が出来ないため、近くに住む譲受人との間で、作業受委託が行われていたが、所有権を移転することで話がまとまり、申請にいたったものです。

譲受人の経営面積は、購入面積と合わせて 4,474 m²で下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。取得後の営農計画は、水稻・野菜です。

譲受人の農作業暦としては、50 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック各 1 台、農舎約 150 m²を所有しています。また、水稻・野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は、400m、徒歩 2 分で、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-7

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 30 万円
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]
説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢で町外に住み、農地の管理が難しく、農地の一部で管理が行き届かなくなってきました。農地の管理に苦慮していることを、近くの会社に勤務する譲受人が知り、会社がある地域で耕作放棄地が出ることを少しでも減らしたいと思い、農地を譲り受けることを決意し申請にいたったものです。

譲受人の経営面積は、0 m²ですが、元々は農家で所有する農地は自宅周辺で基盤整備事業を機に担い手に貸しています。次の議案の 3,921 m²と併せて 5,028 m²となり下限面積を超えております。現在所有の農地は、担い手の経営計画があるため解約は行いません。

取得後の営農計画としては、野菜です。農協を通じて販売する計画です。

譲受人の農作業暦としては、10 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。


対象農地までの通作距離は、5 k m、車で 10 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

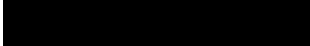
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-8

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 50 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由は第7号案件と同様で、高齢化による農業の廃止に伴い、耕作放棄地が発生することを少しでも減らしたいと思い、農地を譲り受けることを決意し申請にいたったものです。譲受人の経営面積は、譲り受ける面積合わせて 5,028 m²となり下限面積を超えております。農作業暦としては、10 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、軽トラック各1台を所有しています。取得後の営農計画は野菜で、農協を通じて販売する計画です。

対象農地までの通作距離は、5 k m、車で 10 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

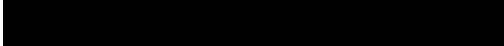
議長

続きまして、第2号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」についてです。

議案第2号 - 1

地図・図面： 

権利： 使用貸借権の設定

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転用目的： 分家住宅

施設の概要： 住宅平屋建て 1棟 125.04 m² 利用率：26.90% (≧22.00%)

申請事由： 自己宅地

説明：【理由】 現在、[REDACTED]夫婦共働きにより、子どもの面倒を親に見てもらい、休日には、実家の農業を手伝うとともに、将来、親の高齢化に伴って介護の世話ができるようにとの考えから、実家が所有する農地の中で、3箇所ほどの候補地に絞り、その中で、建築予定規模等を考慮した結果、この農地が最適であると判断し、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 0万円 造成費 100万円、建築費 2,000万円、合計：2,100万円
内訳：自己資金 0万円、借入金 2,100万円

【工事期間】 令和2年8月1日～令和3年3月31日

【造成工事】 良質花崗土による盛土 H=0.20m
周囲にコンクリート擁壁の設置 H=0.50m、W=0.15m

【排水関係】 雨水：宅内に溜枡を設置して、集水した水を東側の既設水路に放流します。
汚水：合併浄化槽

【他法令関係】 町建設課より、住宅造成に伴う進入路の床板設置に係る許可を得ています。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

議案第2号-2

地図・図面： [REDACTED]

権利： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

併せ利用地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： 事業用社員用の駐車場及び資材置場

施設の概要： 資材置場、事業用駐車場、社員用駐車場

申請事由： 資材置場及び駐車場

説明：【理由】 譲受人は、現在、町内において、自動車運送業を営んでおり、現在、事業用駐車場等として借り受けている土地の賃貸借契約期間が近日中に満了することから、同程度の

土地を探していたところ、3箇所ほどの候補地が見つかり、その中で、駐車場及び資材置場としての適地性を十分に考慮した結果、この農地が最適であると判断するとともに、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致したことにより、今回、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 25万円 造成費 100万円、建築費 0万円、合計：125万円

内訳：自己資金 125万円、借入金 0万円

【工事期間】 令和2年9月1日～令和2年11月30日

【造成工事】 H=1.0mの盛土のうえにクラッシャーをH=0.15mほど全体に詰めます。
擁壁工等は、ありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透、 汚水：なし。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

議案第2号-3

地図・図面：

権利： 地上権の設定

申請地：

農地区分： 2種農地

賃貸人：

賃借人：

転用目的： その他の業務用地／再生可能エネルギー発電設備

施設の概要： 太陽光発電設備 9基（太陽光パネル360枚） 607.45㎡

構内柱 1本 0.01㎡ 合計：607.46㎡

申請事由： 太陽光発電事業

説明： 【理由】 譲渡人は、現在、高齢化に伴い、農地の維持管理に苦慮していたところ、さらに、太陽光発電事業を規模拡大したいと考えていた譲受人との間で意向が合致したものであり、地上権設定による農地法第5条の申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 150万円 造成費 0万円、建築費 1,493万円、合計：1,643万円

内訳：自己資金 1,643万円、借入金 0万円

【工事期間】 転用許可後～令和2年9月30日

【造成工事】 盛土・切土はなく、現状利用によります。
コンクリート擁壁等の設置もありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透及び既存水路へ放流します。 汚水：なし。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接の同意】

議案第2号-4

地図・図面： [REDACTED]

権利： 賃貸借件権設定

申請地： [REDACTED]

併せ利用地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： 事業用一般用の駐車場

施設の概要： 駐車スペース6台

申請事由： 駐車場

説明：【理由】 譲渡人は、現在、[REDACTED]農地までの通作距離も遠く維持管理に苦慮していたところ、近隣地でレーシングカートによるイベント等を運営して[REDACTED]が、近年、経営規模の拡大を図ろうと、レーシングカートのメンテナンス用また来客用の駐車スペースを探していたことから、双方の意向が合致したものであり、これにより、今回、賃貸借契約を締結したうえで、農地法第5条による転用申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 5万円 造成費 150万円、建築費 0万円 合計：155万円

内訳：自己資金 155万円、借入金 0万円

【工事期間】 令和2年7月20日～令和2年8月10日

【造成工事】 スロープ部分の盛土（T=1.3m～0.1m）の処理を行いません。なお、切土の処理はありません。その他、20cmの厚みで全体に地盤改良を行ない、南側既設水路に向け、1.1の勾配傾斜を設けて排水対策を施します。

また、延長9.0mのブロック積み擁壁（T=1.3m）を設置します。

【排水関係】 雨水：自然浸透及び南側既設水路へ放流します。 汚水：なし。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接の同意】 [REDACTED]

議案第2号-5

地図・図面： [REDACTED]

権利： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

併せ利用地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： 営業用の駐車場

施設の概要： 駐車スペース 18 台分

申請事由： 駐車場

説明：【理由】 [REDACTED] 農地

までの通作距離も遠く維持管理に苦慮していたところ、近隣地で商売を営む譲受人が、近年、経営規模の拡大を図ろうと、来客用の駐車スペースを探していたことから、双方の意向が合致したものであり、これにより、今回、有償売買による所有権の移転にあたって、農地法第 5 条による転用申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 1,300 万円 造成費 100 万円、建築費 0 万円 合計：1,400 万円
内訳：自己資金 1,400 円、借入金 0 万円

【工事期間】 令和 2 年 8 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日

【造成工事】 雨土を 20 c m 剥ぎ取り、良質花崗土を 20 c m から 62 c m 盛土転圧締固め、擁壁工事はありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透及び南・東側既設水路を経由して、北側の池に放流します。
汚水：なし。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接の同意】 [REDACTED]

議案第 2 号 - 6

地図・図面： [REDACTED]

権利： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

併せ利用地： [REDACTED]

農地区分： 2 種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： 来客用駐車場

施設の概要： 駐車スペース 14 台分

申請事由： 駐車場

説明：【理由】 譲渡人は、現在、高齢化による労働力不足に伴って、農地の維持管理に苦慮していたところ、[REDACTED] 駐車場が狭いため、県道の道路余幅地を利用して来客が駐車していることで、交通の妨げとなることに危惧感を抱き、その解消を図ろうと新たな駐車場を探していたこともあって、双方の意向が合致したものであり、農地法第 5 条による転用申請に及んだものです。

【資金計画】 用地費 100 万円 造成費 100 万円、建築費 0 万円 合計：200 万円
内訳：自己資金 200 万円、借入金 0 万円

【工事期間】 令和 2 年 8 月 1 日～令和 2 年 12 月 15 日

【造成工事】 雨水を 30 c m剥ぎ取り、良質花崗土を 30 c mから 80 c m盛土転圧締固め、擁壁工事はありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透及び、北側中央部の雨水枡から、北側の既設水路へ放流します。
汚水：なし。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接の同意】

議案第 2 号 - 7

地図・図面：

権利： 所有権移転 有償売買

申請地：

農地区分： 2 種農地

譲渡人：

譲受人：

転用目的： 資材置場及び事業用駐車場

施設の概要： 資材置場・駐車場

申請事由： 資材置場及び駐車場

説明：【理由】 譲渡人は、現在、高齢化による労働力不足に伴って、農地の維持管理に苦慮しているところ、近隣住人でもある譲受人が、土木工事業の経営規模の拡大を考え、資材置場及び事業用の駐車場を探していたこともあり、今回、双方の意向が合致しことで、農地法第 5 条による転用申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 200 万円 造成費 0 万円、建築費 0 万円 合計：200 万円
内訳：自己資金 200 万円、借入金 0 万円

【工事期間】 令和 2 年 8 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日

【造成工事】 盛土・切土はなく、整地のみ行ないます。 擁壁の設置は、行ないません。

【排水関係】 雨水：自然浸透 汚水：なし。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接の同意】

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10 分間の休憩と、換気を行います。

【 休憩 】

議長

それでは、再開いたします。第 3 号議案について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第3号「現況証明」についてです、今月は、1件あります。

議案第3号-1

地図・図面：

申請人：

申請地：

調査者： 令和2年6月10日（水） 中添会長、笹川委員、事務局（坂本、渡邊）

申請内容： 平成元年頃まで申請人の両親が、耕作をしておりましたが、父親の死亡により、労働力不足を生じたため、耕作が放棄され、近くの山林から雑木などが入り込み約30年を経過したことで、森林などの様相を呈している状態であります。

これによりまして、農地として復元することは著しく困難であると判断し、「非農地証明」を発出することに対しては、問題がないものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明をお願いします。

事務局

基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について説明します。

P.7をご覧ください。今月は、所有権移転が1件あります。

備考欄にもありますように、農地等売買事業は、農地機構による担い手への集約を目的とし、農地機構がいったん買入れ、規模拡大を志向する認定農業者に対して農地の売渡を行うものです。諸条件等ではありますが、売った方は譲渡所得税が年間800万円まで特別控除されたり、買った方は、不動産取得税が2/3に軽減されたりします。

所在等：

譲渡人：

譲受人：

売買価格： 1,877,700円 10a当り30万円

続きまして、P.8~P.14をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。契約件数： 12件 合計 17,360.50㎡

以上、審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について事務局より説明をお願いします。

事務局

これは、次の議案でご審議いただく機構から担い手に貸付けるため、農地中間管理権を取得するものです。P.15～P.25をご覧ください。

契約件数：	21件	合計	40,558 m ²
新規契約：	1番～20番	20件	36,569 m ²
更新契約：	21番	1件	3,989 m ²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について、案件第2号～3号に [REDACTED] 関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。農地中間管理事業法第18条7項（農地利用配分計画の公告）第2号～3号案件について、説明します。先ほど議案第6号でご審議いただきました議案、その農地を農地機構から担い手への貸し付けるものです。

議案第6号-2～3

権利設定する土地： [REDACTED]

設定する権利： 賃借権

期間： R2.7.1～R8.6.30（6年間）

貸付先： [REDACTED]

賃料： 10a当たり5,000円 2筆で10,995円

利用内容： 水稻・麦・野菜

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第2号～3号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の案件第2号～3号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。[]入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第4号～17号に[]関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第4号～17号案件について、説明します。

議案第6号-4～17

権利設定する土地： []

設定する権利： 賃借権

期間： R2.7.1～R8.6.30（6年間）

貸付先： []

賃料： 10a当たり14,000円 14筆で285,670円

利用内容： 水稻・麦・野菜

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第4号～17号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の案件第4号～17号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。[]入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

先ほど説明いたしました案件を含む、

契約筆数	30筆	合計	40,558 m ²
新規契約	1番～29番	29筆	36,569 m ²
更新契約	30番	1筆	3,989 m ²

[]

議長

議案第 6 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 7 号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今回は、除外案件が 2 件です。

議案第 7 号－ 1 (除外)

地図・図面：

申出区分： 農用地からの除外

申請地：

除外前用途： 農地

除外後用途： 分家住宅

変更前の土地所有者：

変更後の土地所有者：

続柄：子の夫

農地区分： 1 種農地

説明：

【施設の概要】 住宅平家建 1 棟 140.77 m²

【資金内訳】 土地代 0 万円、造成費 200 万円、建築費 3,300 万円
合計 3,500 万円

<内訳>自己資金 1,000 万円、借入金 2,500 万円

【変更を必要とする理由】

現在、借家で妻と子供 3 人の 5 人で住んでいます。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたことと、子どもの面倒を親に見てもらおうとともに、将来的には、親の面倒を見ていくことを考え、親が所有する近くの土地に分家住宅を計画したものです。

申請地は、異種目換地の指定を受け非農用地協議の整った土地です。香川県知事の換地確約書及び、本土地改良事業計画区域における分家住宅として定められた用途であることの証明書も添付されています。

【工事着工時期】 令和 2 年 10 月 【供用開始時期】 令和 3 年 9 月

【造成】 花崗土による盛土 H=0.15m、コンクリート擁壁 H=0.45m

【排水】 雨水：溜め桝を設置し、西側既設水路に放流。 汚水：合併浄化槽を設置。

【利用率】 敷地面積 500 m²、建築面積 140.77 m² 28.15% (≧22%)

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興

施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との
意見書が添えられています。

これにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第7号-2（除外）

地図・図面：

申出区分： 農用地からの除外

申請地：

併用地：

除外前用途： 農地

除外後用途： 農家住宅

変更前の土地所有者：

変更後の土地所有者： 変更前と同じ

続柄：本人

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅平家建 1棟 129.03㎡、物置平屋建 1棟 36.07㎡
車庫平屋建 1棟 17.33㎡、 既存住宅・物置 各1棟 204.95㎡
合計 387.38㎡

【資金内訳】 土地代0万円、造成費100万円、建築費1,300万円、合計1,400万円
<内訳>自己資金1,400万円、借入金0万円

【変更を必要とする理由】

現在夫婦2人で既存農家住宅に住んでいます。老朽化しているため、建て替えを検討しましたが、子供家族との同居するため、合計6人住む家を建築するには、手狭であることから新たに農家住宅の建築を計画しました。100m程離れた既存住宅は、農業用の納屋へと改修する予定です。

また、本申請地において造成工事に一部着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことと始末書が添付されています。

【工事着工時期】 平成31年1月（現在工事は停止中） 【供用開始時期】 令和2年12月

【造成】 花崗土による盛土 H=0~0.20m、土留めコンクリート H=0.20m

【排水】 雨水：溜め桝を設置し、北西側既設水路に放流。 汚水：合併浄化槽を設置。

【利用率】 敷地面積938.83㎡、建築面積387.38㎡ 41.28%（≧30%）

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との
意見書が添えられています。

これにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第7号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号について、案件第2号に[]関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第2号案件について、説明します。

事務局

それでは、議案第8号農業経営改善計画の認定について説明します。

農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正に伴い、令和2年4月1日より農業経営改善計画の認定事務が変わりました。

新旧様式の農業経営改善計画の様式をお配りしています。参考までにご覧ください。

大きくは、複数の市町にまたがる経営を行っている農業者は県の認定、県をまたがる場合は、国の認定となるものです。

また、5月21日に綾川町地域農業再生協議会担い手部会を開催し、農業経営改善計画において承認を得ております。

議案第8号-2（更新）

予定認定番号： []

申請者： []

住所： []

生（設立）年月日： []

作目・部門名：（R7目標） 種子麦、一般麦

農業経営等に関する目標：（R7目標）

種子麦	640.0 a	20,480 kg	（ 320 kg/10 a ）
-----	---------	-----------	-----------------

一般麦	400.0 a	15,200 kg	（ 380 kg/10 a ）
-----	---------	-----------	-----------------

目標所得： 420 万円

年間労働時間： 1,200 時間

予定認定日： 令和2年6月22日

予定認定期間： 令和2年6月26日～令和7年6月25日

説明： 今後は、一般麦の生産拡大を目指し、担い手・後継者の育成に努めるとのことです。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第2号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。議案第 8 号案件第 2 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。[REDACTED]入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

議案第 8 号-1 (更新)

予定認定番号： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生(設立)年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R7 目標) 苺、水稲

農業経営等に関する目標：(R7 目標)

苺 42.0 a 18,900 kg (4,500 kg/10 a)

水稲 10.0 a 450 kg (450 kg/10 a)

目標所得： 585 万円

年間労働時間： 2,000 時間

予定認定日： 令和 2 年 6 月 22 日

予定認定期間： 令和 2 年 6 月 26 日～令和 7 年 6 月 25 日

説明： 今後は、苺の収量アップと品質の向上を目指し、GAP の実践に向け講習会等に参加したり、個別指導を受けたりするとのことです。

議案第 8 号-3 (更新)

予定認定番号： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生(設立)年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R7 目標) 水稲、麦、ニンニク

農業経営等に関する目標：(R7 目標)

水稲 700.0 a 31,500 kg (450 kg/10 a)

麦 1,000.0 a 35,000 kg (350 kg/10 a)

ニンニク 50.0 a 6,500 kg (1,300 kg/10 a)

目標所得： 400 万円

年間労働時間： 1,200 時間

予定認定日： 令和 2 年 6 月 22 日

予定認定期間： 令和2年6月26日～令和7年6月25日

説明： 今後は、基盤整備事業を計画中であるため、整備後の農地集積を進め、若い後継者の育成に努めるとのことです。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第8号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第9号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第9号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の指定について説明いたします。

議案第9号

指定申請内容：

農地付き空き家バンク登録案件での契約が進み、別段の面積及び区域の指定申請書が提出されたため、お諮りするものです。

農地法第3条における農地取得に係る審査要件として下限面積40aを、農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、「別段の面積及び区域の指定」申請を受けて、さらに、農地法施行規則第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の議決を得て、別段の面積1㎡以上と区域の指定をしようとするものであります。

なお、この指定を行なっていくうえで、審査にあたり、農地法施行規則第17条第2項第1号で定める「当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他適正な利用を図る必要がある農地」が相当程度存在する必要がある、そのままの状態では、今後、遊休農地あるいは荒廃農地となってしまうことが明らかに懸念されることが指定条件として求められております。

先の定例農業委員会で、「綾川町が取り組む町外在住者の町内定住化促進に係る空き家に付随する農地に限って、現地調査及び周辺地域の農地の状況を考慮したうえで、別段の面積1㎡以上を定める」ことに関し、承認を得ておりますことから、今回、別段の面積を指定することにつきまして、適当かつ妥当なものと考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第9号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第10号について事務局より説明を願います。

事務局

はい、議案第 10 号「令和元年度の点検・評価及び令和 2 年度の目標・活動計画について」について、説明致します。

事務局

それでは、議案第 10 号「平成 31 年度（令和元年度）の点検・評価及び令和 2 年度の目標・活動計画について」説明致します。この内容については、農業委員会法により、6 月末までに一般に公表することとなっております。

まず、平成 31 年 4 月 1 日現在の農業の概要としましては、田及び畑並びに普通畑と樹園地を合わせまして、耕地面積が 2,063ha、経営耕地面積が 1,441ha、遊休農地面積が、35ha となっております。したがって、農地面積の総計としての農家台帳面積が、2,337ha となっております。なお、その際の耕地面積については、耕地及び作付面積統計における耕地面積を採用し、経営耕地面積については、農林業センサスの数字を、遊休農地面積については、昨年度の農地利用状況調査により、把握致しました農地の総面積を記入致しております。

次に、総農家数については、1,940 戸であり、これは、農業センサスに基づく数字を採用しております。また、農業就業者数については、1,809 人、内 887 人が女性であり、40 歳以下については、157 人となっております。

さらに、2 ページをご覧ください。担い手への集積については、担い手自体の高齢化が進む中で、後継者問題などもあいまって、規模拡大が停滞している状態となっております。これにより、農地面積 2,063ha のうち、集積目標 588ha に対し集積実績が 579ha に留まり達成率が 98.5% の状況となっております。

また、3 ページをご覧ください。平成 31 年度の新規参入については、目標 2 経営体に対し、参入実績としては 3 経営体が参入し、達成状況が 150% と目標以上に増えております。

今後の目標と致しましては、新たな就農へのきっかけづくりとして、新規就農相談会の開催や綾川町の広報誌などを有効活用し、新規就農に係る啓発活動を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、4 ページをご覧ください。遊休農地については、管内の農地面積 2,098ha の中で、35.0ha を占めており、割合としては、1.7% と昨年度より増加傾向にあります。

平成 31 年度目標の遊休農地に係る解消目標面積については、4.0ha を定めておりましたので、解消実績が 1.5ha によりまして、達成状況が、37.5% と低調な状況を示しております。

続いて、5 ページをご覧ください。違反転用への対応としましては、無断転用等に関する情報収集並びに把握が不十分であったため、0.5ha の目標に対し 0.7ha の実績により、-0.2ha の達成状況に留まっております。ちなみに、無断転用に関し、農地法第 64 条において、罰則規定が定められており、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられるとともに、農地法第 67 条では、法人に対しても、1 億円以下の罰金を科すことができるものと定められておりますので、ご承知おき下さい。また、これにつきまして、住民による関心が高まってきておりますので、普段からの調査に合わせて、農地利用状況調査の際にも、無断転用に関する調査をよろしく願い致します。

続きまして、6ページをご覧ください。農地法等に関する事務の状況であります。農地法第3条に基づく許可事務の1年間の処理件数は、26件、転用に関する第4条・第5条の事務処理については、52件と双方とも前年度に比べ減少しております。

次に、農地所有適格法人からの報告書については、20法人に対し20法人の提出済み状況となっております。

さらに、7ページをご覧ください。情報の提供等と致しましては、広報誌などの掲載やホームページなどを有効活用して、公表を行っております。

続きまして、9ページをご覧ください。令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画について、記載を致しております。

令和2年4月1日現在の概要については、総農家数が1,940戸、農業就業者数が1,809人、認定農業者数が、84経営体となっております。なお、農家数及び農業者数に関しましては、農林業センサスに基づく数値を採用しております。

次に、10ページをご覧ください。担い手への農地集積については、集積率が、令和2年3月現在で28.2%となっております。その内容を見ますと、集約的経営の担い手が大半を占め、大規模経営を行なう担い手が少ない状況であり、新たな担い手の確保が急務であるといわざるを得ません。そのような中で、今年度の新規集積面積目標を、31haに定めております。

また、新規参入としては、2経営体の参入を目標とし、新規就農者相談会を開催することで新たな就農へのきっかけづくりの場を提供するとともに、広報活動についても、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、11ページをご覧ください。遊休農地に関する措置についてであります。管内の農地面積2,095haに対し、遊休農地面積が42.0haと全体の2.0%を占めております。そこで、令和2年度の目標として、解消面積を4.0haと決めました。これについては、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さん一人当たりの解消面積に置き換えますと、一人当たり約10aに相当致します。なお、今年度の遊休農地等の調査実施時期についてですが、8月から9月を予定致しておりますので、次回の農業委員会におきまして、その関係資料の配布並びに説明をさせていただきます。

最後に、違反転用への対応についてですが、令和2年4月現在で、農地面積2,053haに対し0.7haを想定致しております。そこで、無断転用の解消並びに未然防止などの記事を綾川町広報誌や農業委員会だよりに掲載するとともに、毎月の現地調査や農地利用状況調査の際にも、無断転用に関する調査をよろしくお願い致します。

以上ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第10号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号「農地法第18条（通知）」について、説明致します。今月は、8件あります。

報告 1 - 1

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和 2 年 5 月 31 日

説 明：利用権の解約で離作補償はありません。

報告 1 - 2

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和 2 年 5 月 31 日

説 明：利用権の解約で離作補償はありません。

報告 1 - 3

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和 2 年 5 月 31 日

説 明：利用権の解約で離作補償はありません。

報告 1 - 4

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和 2 年 5 月 31 日

説 明：利用権の解約で離作補償はありません。

報告 1 - 5

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和 2 年 5 月 31 日

説 明：利用権の解約で離作補償はありません。

報告 1 - 6

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和 2 年 5 月 31 日

説 明：利用権の解約で離作補償はありません。

報告 1 - 7

申請地： [REDACTED]

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

解約日：令和2年8月1日

説明：残存小作権の解約で離作補償はありません。

報告1-8 [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

解約日：令和2年5月31日

説明：利用権の解約で離作補償はありません。

以上、8件の届出についての説明です。

議長

報告第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第2号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、報告第2号「農業経営改善計画の認定（県）について」説明します。2件あります。

先ほども、ご説明しましたが、複数の市町村にまたがる経営を行っている認定農業者は県の認定となるため、農業経営基盤強化促進基本構想と照らし合わせて適当と回答し、認定されたものです。

これらの案件も、5月21日に開催しました綾川町地域農業再生協議会担い手部会で、承認を得ております。

報告第2号-1

認定番号： [REDACTED]

申請者名： [REDACTED]

認定日： 令和2年6月1日

有効期限： 令和7年5月31日

認定に係る関係市町： [REDACTED]

作目・部門名： [REDACTED]

農業経営等に関する目標：

目標所得： 2,100万円

年間労働時間： 2,000時間

報告第2号-2

認定番号： [REDACTED]

申請者名： [REDACTED]

認定日： 令和2年6月1日

有効期限： 令和7年5月31日

認定に係る関係市町：

作目・部門名：

農業経営等に関する目標：

目標所得： 2,800万円

年間労働時間： 2,080時間

以上、よろしく申し上げます。

議長

報告第2号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第10号議案のうち、第6号議案の案件第2号～17号、第8号議案の案件第2号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第3回定例農業委員会を閉会致します。

午前 11時 43分

閉会